

## 平成29年度 総務部長の目標宣言

| 部長メッセージ   | 総務部長 安藤 隆幸   |
|---|--|
| <p>選ばれるまち、魅力あるまちを目指すためには、市民から信頼される市民満足度の高い市役所づくりを進めることが求められます。</p> <p>総務部では、職員一人ひとりの資質向上と意識高揚を図るために、創造性豊かで意識改革を推進する人材の育成に取り組むとともに、職員が市民サービスやまちづくり事業に意欲と情熱を持って取り組むことのできる職場環境の改善に取り組みます。</p> <p>さらに、近年問題となっている情報セキュリティ問題についても、ハードとソフトの両面からセキュリティを強化し、安心してマイナンバー情報などを取り扱うことができるよう対策を講じていきます。</p> |  |
| 部の主な役割  | 部を構成する課等   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織や条例、規則の改正</li> <li>・職員の人事管理や人材育成</li> <li>・総合的な情報化施策や統計業務</li> <li>・庁舎等の公有財産の管理</li> <li>・入札や契約事務</li> <li>・(一財)伊勢原市事業公社、伊勢原市土地開発公社の健全化、経営安定化に向けた取組</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>文書法制課</li> <li>職員課</li> <li>情報政策課</li> <li>管財契約検査課</li> </ul> |

| 部の取組方針 |   |
|--------|---|
| 1      | <p><b>【文書管理事務の効率化を図ります】</b></p> <p>市民ニーズの多様化、行政サービスの拡大等により増加する文書取扱事務を適正かつ迅速に執行するため、ICTの活用や事務処理基準の見直し、文書保存処理方法の改善などの検討を進め、文書管理事務の効率化を図ります。</p> |
| 2      | <p><b>【女性職員及び若手職員の人材育成を推進します】</b></p> <p>女性活躍推進法に基づき策定した「特定事業主行動計画」に沿い、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進します。また、若手職員の割合が増えてきている現状を踏まえ、若手職員の早期育成に取り組めます。</p>  |
| 3      | <p><b>【住民情報を安全に管理します】</b></p> <p>個人番号利用事務など住民情報を取り扱う事務が、これまでと同様に安全かつ正確に行えるよう、住民票や税などを管理する基幹系システムの更新を行います。</p>                                 |
| 4      | <p><b>【不要公有財産を売却し財源確保を図ります】</b></p> <p>第四次行財政改革推進計画に基づき、不要となった公有財産を売却処分することで財源の確保を図ります。</p>   |

| 具体的な取組と達成目標 |                             |  |  | 進捗状況<br>達成状況 |
|-------------|-----------------------------|--|--|--------------|
| NO.         | 取組名<br>(担当課名)               | 取組内容   | 達成目標   |              |
| 1           | 文書管理システムの導入検討<br>(文書法制課)    | 文書の收受、処理、保存、情報公開等、一連の文書取扱事務を適正かつ効率的に実施するため、文書管理システム導入の検討を進めます。 | ・文書管理システムの導入方針の決定                            |              |
| 2           | 女性職員及び若手職員の人材育成の推進<br>(職員課) | 女性職員及び若手職員の意識、能力の向上を図るため、派遣研修等への参加人数を増やすとともに、管理監督職へ積極的に登用します。  | ・女性職員の管理職の割合<br>14%(30年4月1日時点)               |              |
| 3           | 住民情報の安全管理<br>(情報政策課)        | チェック機能の強化や事務効率の向上を実現するために必要となる、最低限のシステム改修を行い、基幹系システムの更新を行います。  | ・基幹系システムの更新<br>(平成29年12月末まで)                 |              |
| 4           | 不要公有財産の処分<br>(管財契約検査課)      | ・普通財産の売却処分については、廃道水路敷及び市営小山住宅跡地の財産処分を行います。                     | ・用途廃止したインフラ資産の売却処分(廃道水路敷等)<br>・市営小山住宅跡地の売却処分 |              |